

## 福山市災害応急対策に係る協力事業者の登録等に関する要綱

### 1 趣旨

この要綱は、災害時の応急対策の実施について、速やかに協力できる事業者（以下「協力事業者」という。）の公募及び登録に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

この要綱において、災害応急対策とは、台風、豪雨等による風水害、地震による災害等により道路等の公共施設に被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合における土のう積み、土砂及び倒木の撤去、バリケード設置等の応急措置を市の要請に基づいて行うことをいう。

### 3 協力事業者の責務

- (1) 協力事業者は、市から災害応急対策の要請を受けたときは、速やかに対応すること。
- (2) 協力事業者は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、情報収集を行い、災害応急対策が必要と思われる箇所を発見したときは、直ちに市に通報し、指示を受けること。
- (3) 協力事業者は、自主防災組織等と連携し、地域の防災体制の確立に協力すること。

### 4 公募及び登録

協力事業者の登録は、公募により行うものとする。

#### (1) 登録申請の方法

- ア 公募は、広報紙「広報ふくやま」及び市のホームページへの掲載により行う。
- イ 登録の申請をしようとする事業者は、募集期間内に別に定める申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- ウ 市長は、イの申請に対して審査を行い、登録要件を満たす場合は、協力事業者として登録する。
- エ 登録した協力事業者の名簿は、市のホームページにおいて公開するとともに、福山市地域防災計画に掲載する。

#### (2) 登録期間

協力事業者として登録する期間は、福山市建設工事等競争入札参加資格の有効期間（最長2年間）とする。

#### (3) 登録の条件等

協力事業者の登録要件は、次の各号のいずれにも該当する者であること。

- ア 福山市建設工事等競争入札参加資格者（建設工事）。
- イ 福山市内に本店又は支店等を有する者。
- ウ 市から要請を受けた後、速やかに必要な人員（概ね5人）を参集し、現場対応ができる者。
- エ 災害対応に必要な建設機械、資器材、安全施設等を常備している者、又は速やかに手配できる者。

## 5 登録の取消し及び変更

- (1) 協力事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。
  - ア 災害応急対策について市の要請に対し、特段の理由なく応じないとき。
  - イ 4(3)に定める登録の条件を満たさなくなったとき。
- (2) 協力事業者は、登録内容に変更が生じたとき、又は登録の抹消を希望するときは、別に定める様式（様式第2号）により届け出るものとする。

## 6 災害応急対策の実施

- (1) 市は、協力事業者に対し、災害応急対策を要請するときは、福山市災害応急対策要請書（様式第3号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、FAX等の方法により要請することができる。この場合において、市は、速やかに要請書を作成し、協力事業者に対し交付するものとする。
- (2) 協力事業者は、市から要請があったときは、災害応急対策を速やかに実施するものとする。ただし、二次災害の恐れがある場合は直ちに中断し、作業従事者及び付近住民への危険回避措置を行うとともに、市に連絡し、指示を受けるものとする。

## 7 費用の負担

要請に基づき災害応急対策に要した費用は、市の負担とする。この場合において、市が負担する費用の算定については、市の積算によるものとする。

## 8 契約の締結及び支払

- (1) 協力事業者は、災害応急対策が完了したときは、福山市災害応急対策完了届（様式第4号）、工事概要図、記録写真等を提出するものとする。
- (2) 市は、前号の規定による書類の提出があった場合は、速やかに設計積算を行い、協力事業者から工事見積書を徴したうえで請負契約を締結するものとする。なお、積算に当たっては原則として市の標準積算によるが、積算単価に定めのないものについては、市と協力事業者で協議のうえ、その単価を定めるものとする。
- (3) 市は協力事業者から請負契約に基づく請求があった場合は、速やかに支払を行うものとする。

## 9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 10 附 則

この要綱は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。